



愛媛県報

平成17年 3月25日金曜日 第1644号外 1

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇

職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例.....	1
職員の修学部分休業に関する条例.....	3
職員の高齢者部分休業に関する条例.....	4
愛媛県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例.....	4
愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例.....	5
愛媛県副知事定数条例を廃止する条例.....	5
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	5
職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例.....	6
特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例.....	6
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	6
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	6
愛媛県県有施設維持管理基金条例の一部を改正する条例.....	10
愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例及び愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例.....	10
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	10
愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例.....	12
愛媛県消費者保護条例及び愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例.....	14
災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例.....	18
愛媛県国民保護対策本部及び愛媛県緊急対処事態対策本部条例.....	18
愛媛県国民保護協議会条例.....	18
愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例.....	19
愛媛県体験型環境学習センター管理条例.....	19
保健所使用料条例の一部を改正する条例.....	20
愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例.....	20
愛媛県立歯科技術専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例等の一部を改正する条例.....	21
愛媛県結核検査協議会条例の一部を改正する条例.....	23
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例.....	23
えひめこどもの城管理条例.....	27
愛媛県特別児童扶養資金貸付金の償還の一部免除に関する条例.....	29
愛媛県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例.....	29
愛媛県立農業大学校専攻科における授業料及び入学選考料徴収条例の一部を改正する条例.....	29
愛媛県卸売市場条例の一部を改正する条例.....	30
愛媛県林業改良指導員資格試験条例等を廃止する条例.....	30
愛媛県普通河川管理条例等の一部を改正する条例.....	30
愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例.....	31
愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例.....	31
愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例.....	37
愛媛県県立博物館設置条例の一部を改正する条例.....	37
愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....	37
愛媛県文化財保護条例及び愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例.....	37
愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例.....	38
愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例.....	38
愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....	38

愛媛県陽電子放射断層撮影装置等整備基金条例.....	39
愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例.....	39

条 例

○愛媛県条例第 1 号

職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 1 項中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第28条の 6 第 2 項の規定により採用された」に改め、「という。）」の下に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第 5 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）（以下「短時間勤務職員」と総称する。）」を加える。

第 8 条 の 2 中「（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し 5 日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）」を削る。

第11条第 1 項中「、16時間から」を「16時間から32時間まで、任期付短時間勤務職員にあつては」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第16条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

（職員の日に関する条例の一部改正）

第 2 条 職員の日に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 の 2 中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に、「前条第11項」を「前条」に、「同項の」を「同条の」に改め、「規定する再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第10条第 2 項第 2 号及び第14条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第19条の 5 の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「再任用職員には」を「再任用職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第 1 号）第 4 条の規定により任期を定めて採用され

た職員には、」に改める。

第20条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第64条の4の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条中「(以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。)」を削り、「規定する再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「再任用短時間勤務教育職員」を「短時間勤務教育職員」に改める。

第7条の2の見出し中「再任用教育職員」を「再任用教育職員等」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務教育職員」を「短時間勤務教育職員」に、「前項」を「第5条から前条まで及び前項」に、「同項の」を「これらの」に改め、「規定する再任用短時間勤務教育職員」の下に「及び任期付短時間勤務教育職員」を加える。

第19条の5の見出し中「再任用教育職員」を「再任用教育職員等」に改め、同条中「再任用教育職員には」を「再任用教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第4条の規定により任期を定めて採用された教育職員には、」に改める。

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正)

第5条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「再任用短時間勤務教育職員」を「短時間勤務教育職員」に改める。

第6条第1項中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第28条の6第2項の規定により採用された」に改め、「という。)」の下に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された教育職員(以下「任期付短時間勤務教育職員」という。)(以下「短時間勤務教育職員」と総称する。)」を加える。

第9条の2中「(再任用短時間勤務教育職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)」を削る。

第11条第1項中「、16時間から」を「16時間から32時間まで、任期付短時間勤務教育職員にあつては」に改め、同条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務教育職員」を「短時間勤務教育職員」に改める。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第6条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「部分休業」を「育児部分休業」に改め、同条に次の1項を加える。

3 職員が修学部分休業(当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(当該職員が当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項に規定する定年退職日をいう。)から5年さかのぼつた日後の日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する調整手当及び知事が定める手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。

第14条の2の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「職員には」を「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、」に改める。

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「部分休業」を「育児部分休業」に改め、同条に次の1項を加える。

3 職員が修学部分休業(当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(当該職員が当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項に規定する定年退職日をいう。)から5年さかのぼつた日後の日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する調整手当及び管理職手当並びに初任給調整手当並びに管理者が定める手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。

第21条の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「職員には」を「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第8条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第5条第1項」を「、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項」に改める。

第8条を第11条とし、第7条を第10条とし、第6条を第9条とする。

第5条に次の1項を加える。

- 4 職員の給与に関する条例第4条第6項から第9項までの規定及び教育職員の給与に関する条例第7条の規定は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員を除く。）には、適用しない。

第5条を第8条とし、第4条を第7条とする。

- 第3条中「第5条第1項」を「第7条第1項及び第2項」に改め、同条を第6条とする。

第2条の見出し中「任期」を「職員の任期」に改め、同条の次に次の3条を加える。

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認又は許可を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第9条第1項の規定による承認
- (3) 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第3条第3項の規定による許可
- (4) 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第4条第3項の規定による許可

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により前2条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合でこれらの規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとときとする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第2号

職員の修学部分休業に関する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の修学部分休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除き、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（修学部分休業の承認）

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が、次に掲げる教育施設における修学のため、2年を超えない期間に限り、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「修学部分休業」という。）を承認することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学及び高等専門学校
- (2) 学校教育法第82条の2の規定による専修学校
- (3) 学校教育法第83条の規定による各種学校
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設で任命権者が適当と認めるもの

2 修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

（修学部分休業の承認を受けた職員の給与）

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する調整手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を

減額した給与を支給する。

- 2 修学部分休業をしている職員に対する職員給与と条例第10条第2項第2号の規定の適用については、同号中「短時間勤務職員」とあるのは、「修学部分休業（職員の修学部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第2号）第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。）をしている職員」とする。

（修学部分休業の承認の取消し）

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 修学部分休業承認後の事情の変化により、当該職員が修学部分休業をすることが公務の運営に支障があると認めるとき。

（人事委員会規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、職員の修学部分休業に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第3号

職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

職員の高齢者部分休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除き、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業の承認）

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第1項の規定に基づき指定された日をいう。以下同じ。）から5年さかのぼった日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

- 2 高齢者部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

（高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与）

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場

合には、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与と条例」という。）第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する調整手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

- 2 高齢者部分休業をしている職員に対する職員給与と条例第10条第2項第2号の規定の適用については、同号中「短時間勤務職員」とあるのは、「高齢者部分休業（職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第3号）第2条第1項に規定する高齢者部分休業をいう。）をしている職員」とする。

（高齢者部分休業の承認を受けた職員の退職手当の取扱い）

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第3号）第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

（高齢者部分休業の承認の取消し等）

第5条 任命権者は、高齢者部分休業承認後の事情の変化により、当該職員が高齢者部分休業をすることが公務の運営に支障があると認めるときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長の承認）

第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（人事委員会規則への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第4号

愛媛県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事行政の運営の状況の報告)

第2条 任命権者は、毎年6月末日までに、知事に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

- (1) 任免及び職員数に関する状況
- (2) 給与の状況
- (3) 勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 分限及び懲戒処分の状況
- (5) 服務の状況
- (6) 研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他知事が必要と認める事項

(人事委員会の業務の状況の報告)

第3条 人事委員会は、毎年6月末日までに、知事に対し、次に掲げる業務の状況を報告しなければならない。

- (1) 競争試験及び選考の状況
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び報告の状況
- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況
- (5) 苦情の処理の状況

(公表)

第4条 知事は、前2条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を愛媛県報への掲載その他知事が適当と認める方法により公表するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条第5号の規定は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第5号

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例

愛媛県行政組織条例(平成7年愛媛県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「直属機関及び」を「直近下位の内部組織である」に改める。

第2条を削る。

第3条の表2の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、

第4号を第3号とし、同表5の項に次の1号を加える。

(6) 国際交流に関する事項

第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第19条の6を削る。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

3 職員の旅費に関する条例(昭和28年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第40条の2を削る。

(知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)

4 知事等の給与の特例に関する条例(平成14年愛媛県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条中「職員給与条例」を「職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)」に改め、同条を第3条とする。

○愛媛県条例第6号

愛媛県副知事定数条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県副知事定数条例を廃止する条例

愛媛県副知事定数条例(平成11年愛媛県条例第13号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第7号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第18条の3中「及び第16条」を「、第16条及び第18条の5」に改める。

第18条の5の見出しを「(農林漁業普及指導手当)」に改め、同条第1項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「第14条の2第1項」を「第8条第1項」に、「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改め、同項第2号中「林業専門技術員及び林業改良指導員」を「林業普及指導員」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 農林漁業普及指導手当の月額、職員の給料月額に100分の6を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第8号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和28年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「支度料」を削り、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

第35条を次のように改める。

第35条 削除

第38条中「第7条第9項」を「第7条第8項」に、「つど」を「都度」に改める。

附則第5項中「宿泊料及び支度料」を「及び宿泊料」に、「に定める額（日当及び宿泊料については、同表の甲地方について定める額とする。）」を「の甲地方について定める額」に改める。

別表第2中「第35条」を削り、同表の2中「支度料及び」を削り、同表の2の表支度料の欄を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
2 改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第9号

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中第14号を第15号とし、第4号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 管理者

第2条中「第4号」を「第5号」に改める。

第5条中「第1条第4号から第12号」を「第1条第5号から第13号」に、「第4号に」を「第5号に」に改める。

別表第1出納長の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: 管理者, 830,000円

別表第3職名の欄中「出納長」を「出納長 管理者」に改める。

（知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

第2条 知事等の退職手当に関する条例（昭和31年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び出納長」を「出納長及び管理者」に改める。

第3条第1項に次の1号を加える。

(4) 管理者 100分の35

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。（管理者の給与、退職手当及び旅費に関する条例の廃止）
2 管理者の給与、退職手当及び旅費に関する条例（平成15年愛媛県条例第6号）は、廃止する。（知事等の給与の特例に関する条例の一部改正）
3 知事等の給与の特例に関する条例（平成14年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。第1条（見出しを含む。）中「出納長」の下に「管理者」を加える。

○愛媛県条例第10号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成14年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第11号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

別表2の表32の項事務の欄、同表35の項同欄及び同表37の項同欄中「第36条の6第1項第1号」を「第36条の7第1項第1号」に改め、同表40の項同欄中「第36条の6第1項第3

号」を「第36条の7第1項第3号」に改め、同表73の項の次に次のように加える。

<p>73の2 薬事法第12条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器（以下この項から73の6の項までにおいて「医薬品等」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造販売業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 第一種医薬品製造販売業許可 145,000円</p> <p>(2) 第二種医薬品製造販売業許可（(3)に掲げるものを除く。73の3の項において同じ。） 128,200円</p> <p>(3) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可 6,800円</p> <p>(4) 医薬部外品製造販売業許可 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 128,200円</p> <p>イ ア以外の場合 58,200円</p> <p>(5) 化粧品製造販売業許可 58,200円</p> <p>(6) 第一種医療機器製造販売業許可 145,000円</p> <p>(7) 第二種医療機器製造販売業許可 128,200円</p> <p>(8) 第三種医療機器製造販売業許可 92,500円</p>	<p>専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療機器に係るものを除く。73の5の項から73の7の項まで及び73の9の項の審査において同じ。）</p>	<p>則第26条第1項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。）(6)に掲げるものを除く。） 82,700円</p> <p>(3) 医薬品（包装等）（薬事法施行規則第26条第1項第5号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） 46,300円</p> <p>(4) 体外診断用医薬品（一般）（薬事法施行規則第26条第2項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） 82,700円</p> <p>(5) 体外診断用医薬品（包装等）（薬事法施行規則第26条第2項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） 46,300円</p> <p>(6) 薬局製造販売医薬品 11,000円</p> <p>(7) 医薬部外品（無菌）（薬事法施行規則第26条第3項第1号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） 82,700円</p> <p>(8) 医薬部外品（一般）（薬事法施行規則第26条第3項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） 39,300円</p> <p>(9) 医薬部外品（包装等）（薬事法施行規則第26条第3項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） 33,000円</p> <p>(10) 化粧品（一般）（薬事法施行規則第26条第4項第1号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。） 39,300円</p> <p>(11) 化粧品（包装等）（薬事法施行規則第26条第4項第2号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。） 33,000円</p> <p>(12) 医療機器（滅菌）（薬事法施行規則第26条第5項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） 88,300円</p> <p>(13) 医療機器（一般）（薬事法施行規則第26条第5項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） 82,700円</p> <p>(14) 医療機器（包装等）（薬事法施行規則第26条第5項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） 46,300円</p>
<p>73の3 薬事法第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 第一種医薬品製造販売業許可の更新 132,400円</p> <p>(2) 第二種医薬品製造販売業許可の更新 115,600円</p> <p>(3) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可の更新 3,800円</p> <p>(4) 医薬部外品製造販売業許可の更新 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 薬事法施行令第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 115,600円</p> <p>イ ア以外の場合 47,000円</p> <p>(5) 化粧品製造販売業許可の更新 47,000円</p> <p>(6) 第一種医療機器製造販売業許可の更新 132,400円</p> <p>(7) 第二種医療機器製造販売業許可の更新 115,600円</p> <p>(8) 第三種医療機器製造販売業許可の更新 69,400円</p>		
<p>73の4 薬事法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査（</p>	<p>医薬品等製造業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品（無菌）（薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第26条第1項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） 88,300円</p> <p>(2) 医薬品（一般）（薬事法施行規</p>		

<p>73の6 薬事法第13条第6項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料</p>	<p>(9) 医薬部外品(包装等) 23,900円 (10) 化粧品(一般) 25,300円 (11) 化粧品(包装等) 23,900円 (12) 医療機器(滅菌) 51,200円 (13) 医療機器(一般) 48,400円 (14) 医療機器(包装等) 23,900円</p> <p>次に掲げる許可の区分の変更又は追加に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品(無菌) 80,600円 (2) 医薬品(一般) 75,700円 (3) 医薬品(包装等) 40,000円 (4) 体外診断用医薬品(一般) 75,700円 (5) 体外診断用医薬品(包装等) 40,000円 (6) 医薬部外品(無菌) 80,600円 (7) 医薬部外品(一般) 35,100円 (8) 医薬部外品(包装等) 30,900円 (9) 化粧品(一般) 35,100円 (10) 化粧品(包装等) 30,900円 (11) 医療機器(滅菌) 80,600円 (12) 医療機器(一般) 75,700円 (13) 医療機器(包装等) 40,000円</p>		<p>(2) 薬事法施行令第21条で定める期間ごとに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品(無菌) 104,000円に1品目につき2,100円を加算した額</p> <p>イ 医薬品(一般) 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品(包装等) 38,600円に1品目につき500円を加算した額</p> <p>エ 体外診断用医薬品(一般) 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>オ 体外診断用医薬品(包装等) 38,600円に1品目につき500円を加算した額</p> <p>カ 医薬部外品(無菌) 104,000円に1品目につき2,100円を加算した額</p> <p>キ 医薬部外品(一般) 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>ク 医薬部外品(包装等) 38,600円に1品目につき500円を加算した額</p> <p>ケ 医療機器(滅菌) 104,000円に1品目につき2,100円を加算した額</p> <p>コ 医療機器(一般) 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>サ 医療機器(包装等) 38,600円に1品目につき500円を加算した額</p>
<p>73の7 薬事法第14条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請手数料</p>	<p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医療用医薬品((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき209,700円</p> <p>(2) 日本薬局方に収められている医薬品((3)に掲げるものを除く。) 1品目につき51,900円</p> <p>(3) 薬局製造販売医薬品 1品目につき90円</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき86,200円</p> <p>(5) 医薬部外品 1品目につき51,900円</p>	<p>73の9 薬事法第14条第9項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項一部変更承認申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医療用医薬品((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき103,300円</p> <p>(2) 日本薬局方に収められている医薬品((3)に掲げるものを除く。) 1品目につき28,800円</p> <p>(3) 薬局製造販売医薬品 1品目につき90円</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき35,100円</p> <p>(5) 医薬部外品 1品目につき26,700円</p>
<p>73の8 薬事法第14条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請に対する審査</p>	<p>医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品(無菌) 48,400円 イ 医薬品(一般) 28,800円 ウ 医薬品(包装等) 14,500円 エ 体外診断用医薬品(一般) 28,800円 オ 体外診断用医薬品(包装等) 14,500円 カ 医薬部外品(無菌) 48,400円 キ 医薬部外品(一般) 28,800円 ク 医薬部外品(包装等) 14,500円 ケ 医療機器(滅菌) 48,400円 コ 医療機器(一般) 28,800円 サ 医療機器(包装等) 14,500円</p>	<p>80 薬事法第40条の2第1項の規定に基づく医療機器の修</p>	<p>71,500円</p>

別表2の表中82の項から87の項までを削り、81の項を87の項とし、同表80の項事務の欄中「(昭和36年政令第11号)」を削り、同項を同表86の項とし、同表79の3の項の次に次のように加える。

<p>80 薬事法第40条の2第1項の規定に基づく医療機器の修</p>	<p>医療機器修理業許可申請手数料</p>	<p>71,500円</p>
-------------------------------------	-----------------------	----------------

<p>理業の許可の申請に対する審査</p>					<p>工 体外診断用医薬品（一般） 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>オ 体外診断用医薬品（包装等） 38,600円に1品目につき500円を加算した額</p> <p>カ 医薬部外品（無菌） 104,000円に1品目につき2,100円を加算した額</p> <p>キ 医薬部外品（一般） 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>ク 医薬部外品（包装等） 38,600円に1品目につき500円を加算した額</p> <p>ケ 医療機器（滅菌） 104,000円に1品目につき2,100円を加算した額</p> <p>コ 医療機器（一般） 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>サ 医療機器（包装等） 38,600円に1品目につき500円を加算した額</p>
<p>81 薬事法第40条の2第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医療機器修理業許可更新申請手数料</p>	<p>48,400円</p>			
<p>82 薬事法第40条の2第5項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>医療機器修理業の修理区分の変更又は追加の許可申請手数料</p>	<p>18,000円</p>			
<p>83 薬事法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>輸出用医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 製造をしようとするときに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） 48,400円</p> <p>イ 医薬品（一般） 28,800円</p> <p>ウ 医薬品（包装等） 14,500円</p> <p>エ 体外診断用医薬品（一般） 28,800円</p> <p>オ 体外診断用医薬品（包装等） 14,500円</p> <p>カ 医薬部外品（無菌） 48,400円</p> <p>キ 医薬部外品（一般） 28,800円</p> <p>ク 医薬部外品（包装等） 14,500円</p> <p>ケ 医療機器（滅菌） 48,400円</p> <p>コ 医療機器（一般） 28,800円</p> <p>サ 医療機器（包装等） 14,500円</p> <p>(2) 薬事法施行令第71条で定める期間を経過するごとに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） 104,000円に1品目につき2,100円を加算した額</p> <p>イ 医薬品（一般） 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品（包装等） 38,600円に1品目につき500円を加算した額</p>	<p>84 薬事法施行令第5条第1項又は第12条第1項（同令第55条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付</p>	<p>医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料</p>	<p>2,000円</p>
			<p>85 薬事法施行令第6条第1項又は第13条第1項（同令第55条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付</p>	<p>医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付手数料</p>	<p>2,900円</p>

別表 4 の表54の項から60の項までを次のように改める。

54	削除	
55	削除	
56	削除	
57	削除	
58	削除	
59	削除	
60	削除	

別表 5 の表69の項金額の欄中「1,500円」を「1通行経路ごとに200円」に改める。

別表 6 の表22の項事務の欄、同表23の項同欄、同表24の項同欄、同表25の項同欄中「第2条第1項」を「第5条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(製造販売業の許可等の準備手続に係る手数料の徴収)
- この条例の施行前に薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成15年政令第535号)附則第9条の規定に基づき行うことができる薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号)第2条の規定による改正後の薬事法(昭和35年法律第145号。以下「新薬事法」という。)第12条第1項の規定に基づく製造販売業の許可、新薬事法第13条第1項の規定に基づく製造業の許可、新薬事法第14条第1項の規定に基づく製造販売の承認、新薬事法第14条第6項の規定に基づく適合性調査及び新薬事法第80条第1項の規定に基づく適合性調査の申請に対する審査については、それぞれ改正後の愛媛県手数料条例(以下「改正後の手数料条例」という。)別表2の表73の2の項、73の4の項、73の7の項、73の8の項及び83の項に定める金額を徴収する。
- 改正後の手数料条例第3条から第5条まで及び第8条の規定は、前項の手数料について準用する。
- 附則第2項の規定に基づき手数料を徴収した場合においては、改正後の手数料条例別表2の表73の2の項、73の4の項、73の7の項、73の8の項及び83の項の規定にかかわらず、これらの項の手数料は、徴収しない。

○愛媛県条例第12号

愛媛県県有施設維持管理基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県有施設維持管理基金条例の一部を改正する条例

愛媛県県有施設維持管理基金条例(昭和62年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(繰替運用等)」に改め、同条中「繰り替えて」の下に「運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて」を加える。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例及び愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例及び愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例

(愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正)

第1条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例(昭和29年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表愛媛県伊予警察署の項管轄区域の欄中「、中山町及び双海町」を削る。

(愛媛県県立学校設置条例の一部改正)

第2条 愛媛県県立学校設置条例(昭和39年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表2中山高等学校の項位置の欄中「伊予郡中山町」を「伊予市」に改め、同表川之石高等学校の項同欄中「西宇和郡保内町」を「八幡浜市」に改め、同表三崎高等学校の項同欄中「三崎町」を「伊方町」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条中愛媛県県立学校設置条例別表2川之石高等学校の項の改正規定は、同年3月28日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表3の項事務の欄第1号を削り、同項同欄第1号の2中「認定の」を「里親認定の」に改め、同号を同項同欄第1号とし、同項同欄中第2号を第16号とし、第1号の11を第15号とし、第1号の10を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 省令第13条第3項(省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく職業指導を継続することが困難となった旨の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

別表3の項事務の欄第1号の9を同項同欄第12号とし、同項同欄第1号の8中「第11条第3号」を「第11条第1項第3号」に改め、同号を同項同欄第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 省令第11条第2項第2号(省令第17条及び第20条に

において準用する場合を含む。)の規定に基づく職業指導里親に係る登録の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

別表3の項事務の欄中第1号の7を第9号とし、第1号の6を第8号とし、同項同欄第1号の5中「第8条第5号」を「第8条第1項第5号」に、「認定」を「里親認定」に改め、同号を同項同欄第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 省令第8条第2項第6号(省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく職業指導里親認定の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

別表3の項事務の欄第1号の4中「第7条第2項」を「第7条第3項」に、「又は専門里親の認定」を「若しくは専門里親の里親認定又は職業指導里親認定」に改め、同号を同項同欄第5号とし、同項同欄第1号の3中「親族里親希望者」の下に「短期里親希望者」を加え、同号を同項同欄第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 省令第7条第2項(省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく職業指導里親認定希望者が適当であるかどうかの調査に関する事務

別表3の項事務の欄第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 省令第6条第2項(省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく職業指導里親認定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

別表14の項事務の欄及び同表14の2の項同欄中「又は介護老人保健施設」を「若しくは介護老人保健施設又は法第42条第1項若しくは第2項に規定する業務を行う施設」に改め、同表40の項同欄中「(第6号から第9号まで及び第11号の事務については、医療機器の販売業及び賃貸業に係るものに限る。)」を削り、同項同欄第18号を同項同欄第64号とし、同項同欄第17号中「基づく」の下に「薬局開設並びに」を加え、同号を同項同欄第54号とし、同号の次に次の9号を加える。

- (55) 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。)第1条第3項の規定に基づく薬局開設の許可申請の添付書類の特例の認定に関する事務
- (56) 省令第16条第4項の規定に基づく薬局開設の変更の届出の添付書類の特例の認定に関する事務
- (57) 省令第19条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可申請の添付書類の特例の認定に関する事務
- (58) 省令第25条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可申請の添付書類の特例の認定に関する事務
- (59) 省令第99条第3項において準用する省令第16条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の変更の届出の添付書類の特例の認定に関する事務
- (60) 省令第100条第3項において準用する省令第16条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の变

更の届出の添付書類の特例の認定に関する事務

- (61) 省令第160条第3項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可申請の添付書類の特例の認定に関する事務
- (62) 省令第174条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の変更の届出の添付書類の特例の認定に関する事務
- (63) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第112号)附則第3条の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認に係る新たに申請書に記載すべきこととなった事項の届出の受理に関する事務

別表40の項事務の欄第16号中「基づく」の下に「薬局開設並びに」を加え、同号を同項同欄第53号とし、同項同欄第15号中「基づく」の下に「薬局開設並びに」を加え、同号を同項同欄第52号とし、同項同欄第14号中「基づく」の下に「薬局開設並びに」を加え、同号を同項同欄第51号とし、同項同欄第13号中「薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)」を「政令」に改め、「基づく」の下に「薬局開設並びに」を加え、同号を同項同欄第50号とし、同項同欄第12号中「基づく」の下に「薬局開設、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業並びに」を加え、同号を同項同欄第36号とし、同号の次に次の13号を加える。

- (37) 法第77条の4の3の規定に基づく薬局製造販売医薬品の回収の報告の受理に関する事務
- (38) 薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)第2条の規定に基づく取扱方せん数の届出の受理に関する事務
- (39) 政令第4条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の交付に関する事務
- (40) 政令第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付に関する事務
- (41) 政令第6条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付に関する事務
- (42) 政令第7条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納の受理に関する事務
- (43) 政令第8条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可台帳の備付けに関する事務
- (44) 政令第11条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の交付に関する事務
- (45) 政令第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付に関する事務
- (46) 政令第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付に関する事務
- (47) 政令第14条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の返納の受理に関する事務
- (48) 政令第15条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可台帳の備付けに関する事務
- (49) 政令第19条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の承認台帳の備付けに関する事務

別表40の項事務の欄第11号中「基づく」の下に「薬局開設、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業並びに医療機器の販売業及び賃貸業の」を加え、同号を同項同欄第35号と

し、同項同欄第10号中「基づく」の下に「薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業並びに」を加え、「管理者」を「管理者等」に改め、同号を同項同欄第31号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (32) 法第74条の2第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の取消し等に関する事務
- (33) 法第74条の2第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更命令に関する事務
- (34) 法第74条の2第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の取消し及び変更命令に関する事務

別表40の項事務の欄第9号中「基づく」の下に「薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する」を加え、同号を同項同欄第30号とし、同項同欄第8号中「基づく」の下に「薬局開設者並びに医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する」を加え、同号を同項同欄第28号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (29) 法第72条の2の規定に基づく薬局開設者に対する薬剤師の増員命令に関する事務

別表40の項事務の欄第7号中「基づく」の下に「薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する」を加え、同号を同項同欄第24号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (25) 法第71条の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する検査命令に関する事務
- (26) 法第72条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する製造管理又は品質管理の改善命令等に関する事務
- (27) 法第72条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業者に対する構造設備の改善命令等に関する事務

別表40の項事務の欄第6号中「基づく」の下に「薬局開設者並びに医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する」を加え、「立入検査等」を「立入検査」に改め、同号を同項同欄第23号とし、同項同欄第5号を同項同欄第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (22) 法第69条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に対する報告の徴収及び立入検査に関する事務

別表40の項事務の欄第4号を第20号とし、第1号から第3号までを16号ずつ繰り下げ、第17号の前に次の16号を加える。

- (1) 法第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可に関する事務
- (2) 法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新に関する事務
- (3) 法第7条第3項ただし書の規定に基づく薬局の管理者の薬局以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可に関する事務
- (4) 法第10条の規定に基づく薬局の廃止等の届出の受理に関する事務
- (5) 法第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品

の製造販売業の許可に関する事務

- (6) 法第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新に関する事務
- (7) 法第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可に関する事務
- (8) 法第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新に関する事務
- (9) 法第14条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認に関する事務
- (10) 法第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認に関する事務
- (11) 法第14条第10項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受理に関する事務
- (12) 法第14条の8第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の承継の届出の受理に関する事務
- (13) 法第14条の9の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の届出の受理に関する事務
- (14) 法第17条第4項において準用する法第7条第3項ただし書の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造管理者の製造所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可に関する事務
- (15) 法第19条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の廃止等の届出の受理に関する事務
- (16) 法第19条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の製造所の廃止等の届出の受理に関する事務

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表3の項、14の項及び14の2の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の愛媛県事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表40の項の左欄に掲げる事務に係る薬事法（昭和35年法律第145号）及び同法の施行のための規則（以下「薬事法等」という。）の規定により知事又はその委任を受けた者がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に薬事法等の規定により知事又はその委任を受けた者に対してなされた申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）で、同日以後において同項の右欄に掲げる市の長（以下「市長」という。）が処理し又は管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、市長のした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請等とみなす。

○愛媛県条例第15号

愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- (2) 条例等 条例及び規則等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第15条第1項に規定する規則、同法第120条に規定する会議規則、同法第130条第3項に規定する規則、同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程及びその他の規程をいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 県の機関 議会、地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として県に置かれる機関、愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号)第4条第1項の規定により置かれる管理者、警察本部(警察署を含む。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (4) 県の機関等 県の機関及び県の機関が法律又は条例の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律又は条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者(その者が法人である場合におけるその長を含む。)をいう。
- (5) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (6) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (7) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (8) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。
- (9) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。
- (10) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (11) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。
- (12) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関等に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、県の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 県の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、県の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 県の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する

条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 県の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、県の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第7条 別表の左欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の右欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第8条 県は、県の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 県は、県の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第9条 知事は、毎年度、県の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(規則等への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(愛媛県行政手続条例の一部改正)

2 愛媛県行政手続条例(平成7年愛媛県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の下に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第3項第2号中「含む。）」の下に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」

を加える。

(愛媛県情報公開条例の一部改正)

3 愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「当該事項を記録した電磁的記録を含む。」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第12条第1項ただし書中「第6条第3項」を「第6条第2項」に改める。

別表(第7条関係)

Table with 3 columns: 愛媛県条例名(昭和/平成/令和年), 第80条第3項, 第3条. Rows include 愛媛県税賦課徴収条例, 愛媛県食品行商条例, 愛媛県ふぐ取扱者条例, etc.

○愛媛県条例第16号

愛媛県消費者保護条例及び愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県消費者保護条例及び愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

(愛媛県消費者保護条例の一部改正)

第1条 愛媛県消費者保護条例(昭和50年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県消費生活条例

目次中「第8条」を「第14条」に、「危害の防止、取引の安全等に関する施策(第9条 第13条)」を「消費者の安全の確保、取引の適正化等に関する施策(第15条 第22条)」に、「第14条 第17条」を「第23条 第27条」に、「第18条 第20条」を「第28条 第30条」に、「公表(第21条)」を「立入調査等及び公表(第31条・第32条)」に、「第22条・第23条」を「第33条 第35条」に改める。

第1条中「条例は」の下に「、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ」を加え、「県、市町及び事業者(事業者の組織する団体を含む。）」

以下同じ。)の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を「消費者の権利の確立及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務並びに消費者の役割等」に改める。

第23条を第35条とする。

第22条の見出し中「協力」を「協力等」に改め、同条中「消費者の保護に関する施策」を「消費者政策」に改め、「行政機関」の下に、「独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 知事は、前項に定めるもののほか、県民の消費生活の安定と向上を図るため必要があると認めるときは、国の行政機関又は国民生活センターの長に対し、意見を述べ、必要な措置をとるよう求めるものとする。

第22条を第34条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(知事に対する申出)

第33条 県民は、この条例の定め違反する事業活動により、消費者の利益が害されていると認めるときは、規則で定めるところにより、知事に対して、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは当該申出に係る事項について必要な調査を行い、当該申出に係る事項が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

3 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、第1項の規定による申出の内容及びその結果の概要その他の規則で定める事項を消費者に周知するものとする。

第21条中「事業者の氏名」を「規則で定めるところにより、事業者等の氏名又は名称、住所」に改め、同条第1号中「第9条第1項、第12条第2項又は前条」を「第15条第1項、第18条第2項、第21条又は第30条」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 第24条第2項の規定による指示に従わかつたとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは商品等の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは商品等の提出をし、同項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第21条第4号を削り、第5章中同条を第32条とし、同条の前に次の1条を加える。

(立入調査等)

第31条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告を求め、その職員に、事業者等の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は必要最小限度の数量の商品若しくは当該事業者が役務を提供するために使用する物若しくは当該役務に関する資料(以下「商品等」という。)の提出を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 県は、第1項の規定により事業者から商品等を提出させたときは、正当な補償を行うものとする。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

「第5章 公表」を「第5章 立入調査等及び公表」に改める。

第4章中第20条を第30条とする。

第19条第4項を削り、同条を第29条とする。

第18条を第28条とし、第3章中第17条を第27条とする。

第16条第1項中「の各号」を削り、「要件に」を「要件のいずれにも」に改め、同項第3号中「前条第4項」を「第24条第4項」に改め、同条を第26条とする。

第15条の見出し中「処理」を「処理等」に改め、同条第2項中「役務に係る物資の成分、原材料、構造、加工方法、流通経路等について、」を「役務について説明若しくは」に改め、同条第3項中「著しく」を削り、同条に次の1項を加える。

5 知事は、規則で定めるところにより、第3項の規定により調停を求めた消費者苦情のうち特に必要があると認められるものについて、審査会における審議の経過及び結果の概要を消費者に周知するものとする。

第15条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

第25条 知事は、事業者及び事業者団体に対し、消費者苦情の処理の体制の整備について、助言することができる。

第14条中「消費者と事業者との間の取引に関して生じた苦情(以下「消費者苦情」という。)」を「消費者苦情」に改め、同条を第23条とする。

第13条中「危害の防止、取引の安全等」を「消費者の安全の確保、取引の適正化等」に、「実施するように努めなければならない」を「実施し、必要に応じてその結果を公表するものとする」に改め、第2章中同条を第19条とし、同条の次に次の3条を加える。

(不適正な取引行為の禁止)

第20条 事業者は、消費者と事業者との間でを行う商品又は役務の取引(以下「消費者取引」という。)に関し、次に掲げる行為を行つてはならない。

(1) 消費者に対し、販売の意図を隠し、商品若しくは役務に関する重要な情報を提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為で規則で定めるもの

(2) 消費者を威迫し、執ように説得し、又は心理的に不安に陥れる等不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為で規則で定めるもの

(3) 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為で規則で定めるもの

(4) 消費者若しくはその関係者を欺き、威迫し、困惑させる等不当な方法を用いて契約(契約の成立又はその

内容について当事者間で争いがあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又は当該債務の履行をさせる行為で規則で定めるもの

- (5) 契約若しくは法律の規定に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、適切な処理をせず、履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為で規則で定めるもの
- (6) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによつて生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させる行為で規則で定めるもの
- (7) 信用の供与の契約若しくは保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)に関し、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為で規則で定めるもの
- (8) 前各号に掲げる行為に準ずる行為で規則で定めるもの

2 知事は、前項各号に規定する規則を定めようとするときは、愛媛県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを改正し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定は、事業者が第三者に対し、消費者取引について媒介をすることの委託(以下「委託」という。)をし、当該委託を受けた第三者(その第三者から委託を受けた者(2以上の段階にわたる委託を受けた者を含む。))を含む。以下「受託者等」という。)が消費者に対して同項各号に掲げる行為(以下「不適正な取引行為」という。)をした場合について準用する。

4 消費者取引に係る消費者の代理人、事業者の代理人及び受託者等の代理人は、第1項(前項において準用する場合を含む。)、次条、第22条及び第31条の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

(不適正な取引行為に対する指導又は勧告)

第21条 知事は、不適正な取引行為を行つている事業者又は受託者等(以下「事業者等」という。)があるときは、その者に対し、当該不適正な取引行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

(不適正な取引行為の周知)

第22条 知事は、事業者等が不適正な取引行為を行つていると認める場合において、当該不適正な取引行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、速

やかに、当該事業者等の氏名又は名称その他の規則で定める事項を消費者に周知するものとする。

第12条を第18条とする。

第11条第1項中「危害の防止、取引の安全等」を「消費者の安全の確保、取引の適正化等」に、「表示」を「広告その他の表示」に改め、同条第2項中「愛媛県消費者保護審議会」を「愛媛県消費生活審議会」に改め、同条を第17条とする。

第10条中「事業者の組織する団体は、危害の防止、取引の安全等」を「事業者団体は、消費者の安全の確保、取引の適正化等」に、「表示」を「広告その他の表示」に改め、同条を第16条とする。

第9条第1項中「供給する商品及び」を「供給する商品又は」に、「身体及び」を「身体又は」に改め、「ときは」の下に「、法令に定める措置をとる場合を除き」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 知事は、事業者が消費者に供給する商品又は役務が、消費者の生命、身体又は財産に対して重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、規則で定めるところにより、当該商品又は役務の名称その他の規則で定める事項を消費者に周知するものとする。

第9条に次の1項を加える。

3 前項の規定による周知があつたときは、当該商品又は役務を供給する事業者は、直ちに当該商品及び役務の供給の中止及び回収等必要な措置をとらなければならない。

第9条を第15条とする。

「第2章 危害の防止、取引の安全等に関する施策」を「第2章 消費者の安全の確保、取引の適正化等に関する施策」に改める。

第8条中「消費者の保護に関する施策」を「消費者政策」に、「実施」を「推進」に改め、「当たつては、消費者」の下に「及び消費者団体」を加え、第1章中同条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

(高度情報通信社会の進展への的確な対応)

第13条 知事は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たつて高度情報通信社会の進展に的確に対応するものとする。

(環境の保全への配慮)

第14条 知事は、商品又は役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たつて環境の保全に配慮するものとする。

第7条を第11条とする。

第6条の見出しを「(啓発活動及び教育の充実等)」に改め、同条第1項中「消費者が自主的かつ合理的に行動することにより自ら消費生活の安定及び向上を図ることができるようにする」を「消費者の自立を支援する」に改め、「対し、」の下に「消費生活に関する」を加え、「啓発に努めなければならない」を「啓発活動を推進するものとする」

る」に改め、同条第2項中「消費者の保護」を「消費生活の安定及び向上」に、「啓発に努めなければならない」を「啓発活動を推進するものとする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 県は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費生活に関する教育の充実及び学習機会の提供に関し必要な施策を講ずるものとする。

第6条を第10条とする。

第5条中「消費生活に関する」を「、その消費生活に関して、」に、「修得するとともに、」を「修得し、及び必要な情報を収集する等」に改め、「行動する」の下に「とともに、必要に応じて消費者政策に関して意見を述べる」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第5条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(消費者団体の役割)

第9条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

第3条及び第4条を削る。

第2条中「消費者の保護に関する総合的な施策」を「経済社会の発展に即応して、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、消費者政策」に、「実施する」を「推進する」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の3条を加える。

(市町に対する協力)

第5条 県は、市町が実施する消費者政策について、必要に応じて協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にかんがみ、消費者に供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 価格及び供給の安定並びに品質等の向上を図ること。
- (3) 資源利用の適正化、環境への負荷の低減その他環境の保全に配慮すること。
- (4) 消費者に対し必要な情報を迅速かつ適確に及び明確かつ平易に提供すること。
- (5) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験等に配慮すること。
- (6) 消費者の意見の反映に配慮すること。
- (7) 事業者と消費者との間に生じた苦情(以下「消費者苦情」という。)を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該消費者苦情を適切かつ迅速に処理すること。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、法令を遵守するとともに、自らが遵守すべき基準を作成すること等により、消費者の信頼を確保するよう努めなければ

ならない。

3 事業者は、県又は市町が実施する消費者政策に協力する責務を有する。

(事業者団体の責務)

第7条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、消費者苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

第1条の次に次の2条を加える。

(定義)

第2条 この条例において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。

2 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3 この条例において「事業者団体」とは、事業者の共通の利益を増進することを目的とする2以上の事業者の結合体又はその連合体をいう。

4 この条例において「消費者団体」とは、消費者の利益の擁護又は増進を目的とする2以上の消費者の結合体又はその連合体をいう。

(基本理念)

第3条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、県民の消費生活に関し、次に掲げる消費者の権利を確立するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される権利
- (2) 消費者の安全が確保される権利
- (3) 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
- (4) 商品及び役務について取引の安全が確保され、不当な取引条件を強制されず、不適正な取引行為を行わせない権利
- (5) 消費者に対し必要な情報が迅速かつ適確に提供される権利
- (6) 消費者に対し必要な教育及び学習の機会が確保される権利
- (7) 消費者の意見が消費者政策に反映される権利
- (8) 消費者の健全かつ自主的な組織活動を通じて消費者の利益の擁護及び増進のため、消費者団体を組織し、行動する権利
- (9) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済される権利

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確

に対応することに配慮して行われなければならない。

4 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部改正)

第2条 愛媛県執行機関の附属機関設置条例(昭和27年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部愛媛県消費者保護審議会の項附属機関の欄中「愛媛県消費者保護審議会」を「愛媛県消費生活審議会」に改め、同項担任する事務の欄中「保護」を「利益の擁護及び増進」に改め、「調査審議」の下に「並びに意見の具申」を加える。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県消費者保護条例第9条第2項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同条例第2章中第13条を第19条とし、同条の次に3条を加える改正規定及び同条例第21条第1号の改正規定(「第9条第1項、第12条第2項又は前条」を「第15条第1項、第18条第2項、第21条又は第30条」に改める部分(第21条に係る部分に限る。)に限る。)は、同年7月1日から施行する。

○愛媛県条例第17号

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当の支給に関する条例(昭和38年愛媛県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第32条第1項」の下に「(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条において準用する場合を含む。)」を、「災害派遣手当」の下に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)」を加える。

第2条中「第19条」の下に「(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第38条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第18号

愛媛県国民保護対策本部及び愛媛県緊急対処事態対策本部条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県国民保護対策本部及び愛媛県緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「

法」という。)第31条(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、愛媛県国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び愛媛県緊急対処事態対策本部(以下「緊急対処事態対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民保護対策本部の組織)

第2条 愛媛県国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 愛媛県国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 愛媛県国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県職員のうちから、知事が任命する。

(国民保護対策本部の会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他県職員以外の者を会議に出席させたときは、その者に対し、意見を求めることができる。

3 本部長は、法第28条第7項の規定に基づき、防衛庁長官がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、その者に対し、意見を求めることができる。

(国民保護対策本部の部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(国民保護対策本部の現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第19号

愛媛県国民保護協議会条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第38条第8項の規定に基づき、愛媛県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、県民環境部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「又は同法第87条の2第1項」を「若しくは同法第87条の2第1項」に、「又は市町。以下「都市計画決定権者」という。」を「又は市町）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町（以下「都市計画決定権者」と総称する）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第21号

愛媛県体験型環境学習センター管理条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県体験型環境学習センター管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、愛媛県体験型環境学習センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 住宅等における地球温暖化対策技術の体験の場の提供に関すること。

(2) 環境学習及び環境保全活動の支援に関すること。

(3) 環境に関する情報の収集及び提供に関すること。

(4) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

第3条 センターの指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。

(2) センターの利用の許可に関すること。

(3) センターの施設の利用の促進に関すること。

(4) センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。

。

(5) その他知事が定める業務

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日）とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日にセンターを利用させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項

の休館日を変更することができる。

(自由利用)

第6条 センターは、指定管理者が定める貸室及び附属設備等(以下「貸室等」という。)並びに管理運営上支障がある施設を除き、自由な利用に供する。

(禁止行為)

第7条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の募集
- (2) 爆発物その他の危険物の持込み
- (3) 行商その他これに類する行為
- (4) 宣伝その他これに類する行為
- (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置

(入館の制限等)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターへの入館を禁じ、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) センターの施設、附属設備等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(利用の許可)

第9条 貸室等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の利用の許可をする場合において、センターの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

第10条 指定管理者は、貸室等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の利用の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設、附属設備等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(利用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第9条第1項の利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 利用の許可の条件に違反したとき。

(損害賠償等)

第12条 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設、附属設備等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第22号

保健所使用料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

保健所使用料条例の一部を改正する条例

保健所使用料条例(昭和23年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(使用料の徴収)」を付する。

第2条に見出しとして「(使用料の額)」を付する。

第3条に見出しとして「(使用料の納付時期及び不還付)」を付し、同条第1項中「、検査」を「若しくは検査」に、「所定」を「、所定」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の事由があると認められた者に対しては、後納させ、又は分納させることができる。

第3条第2項中「これを還付しない」を「、還付しない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第3条第2項に項番号を付する。

第4条に見出しとして「(使用料の減免)」を付し、同条中「生活保護法」の下に「(昭和25年法律第144号)」を加え、「、又は」を「又は」に、「もの」を「者」に、「出来る」を「できる」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第23号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1愛媛県産業情報センターの項目的の欄中「情報の加工及び編集並びに」を削る。

別表第2 愛媛県新居浜保健所の項を削り、同表愛媛県西条中央保健所の項名称の欄中「愛媛県西条中央保健所」を「愛媛県西条保健所」に改め、同項所轄区域の欄中「西条市」を「新居浜市及び西条市」に改め、同表愛媛県今治中央保健所の項名称の欄中「愛媛県今治中央保健所」を「愛媛県今治保健所」に改め、同表愛媛県松山中央保健所の項同欄中「愛媛県松山中央保健所」を「愛媛県松山保健所」に改め、同表愛媛県大洲保健所の項を削り、同表愛媛県八幡浜中央保健所の項同欄中「愛媛県八幡浜中央保健所」を「愛媛県八幡浜保健所」に改め、同項所轄区域の欄中「八幡浜市」の下に「、大洲市」を、「西予市」の下に「、喜多郡」を加え、同表愛媛県宇和島中央保健所の項名称の欄中「愛媛県宇和島中央保健所」を「愛媛県宇和島保健所」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第10条関係）

1	愛媛県体験型環境学習センター
2	えひめこどもの城
3	愛媛県在宅介護研修センター

第2条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 愛媛県産業情報センターの項目的の欄中「情報化」の下に「及び新たな事業の創出」を、「研修」の下に「及び創業」を加える。

（愛媛県保健所設置条例の一部改正）

第3条 愛媛県保健所設置条例（昭和51年愛媛県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第1条中見出し及び条名を削り、「別表」を「次の表」に改め、本則に次の表を加える。

名 称	位 置	所 管 区 域
愛媛県四国中央保健所	四国中央市	四国中央市
愛媛県西条保健所	西条市	新居浜市及び西条市
愛媛県今治保健所	今治市	今治市及び越智郡
愛媛県松山保健所	松山市	伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
愛媛県八幡浜保健所	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
愛媛県宇和島保健所	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

別表を削る。

（愛媛県産業情報センター使用料条例の一部改正）

第4条 愛媛県産業情報センター使用料条例（平成9年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、センターの附属設備及び備品を使用する場合の使用料の額は、実費を勘案して規則で定める額とする。

別表データ処理室の項、マルチメディアソフト制作体験室の項及びモニタリング室の項を削り、同表に次のように

加える。

インキュベート・ルーム	1平方メートル 1月につき	1,830円
-------------	------------------	--------

附 則

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定並びに第4条中愛媛県産業情報センター使用料条例第2条に1項を加える改正規定及び同条例別表に次のように加える改正規定は同年10月1日から、第1条中愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例別表第3の改正規定は平成18年4月1日から施行する。
- この条例の施行前に次の表の左欄に掲げる保健所長がした処分その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の右欄に掲げる保健所長がした処分等とみなし、この条例の施行前に同表の左欄に掲げる保健所長に対してなされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の右欄に掲げる保健所長に対してなされた申請等とみなす。

愛媛県新居浜保健所長	愛媛県西条保健所長
愛媛県大洲保健所長	愛媛県八幡浜保健所長

○愛媛県条例第24号

愛媛県立歯科技術専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立歯科技術専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例等の一部を改正する条例

（愛媛県立歯科技術専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例の一部改正）

第1条 愛媛県立歯科技術専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例（昭和46年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県立歯科技術専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例

第1条の見出しを「（授業料、入学料及び入学選考料の徴収）」に改め、同条中「授業料」の下に「、入学料」を、「入学選考料」の下に「（以下「授業料等」という。）」を加える。

第2条中「80,400円」を「280,000円」に改める。

第3条を次のように改める。

（授業料の納付時期）

第3条 授業料は、前期分については4月末日までに、後期分については10月末日までに、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

第8条を第10条とする。

第7条の見出しを「（授業料等の不返還）」に改め、同条中「授業料及び入学選考料」を「授業料等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、授業料については、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第7条を第9条とする。

第6条の見出しを「(授業料等の減免又は納付の猶予)」に改め、同条中「授業料若しくは入学選考料」を「授業料等」に改め、同条を第8条とする。

第5条を第7条とする。

第4条中「2,200円」を「20,000円」に改め、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(入学料の額)

第4条 入学料の額は、130,000円とする。

(入学料の納付時期)

第5条 入学料は、校長が別に定める期日までに納付しなければならない。

(愛媛県立医療技術短期大学条例の一部改正)

第2条 愛媛県立医療技術短期大学条例(昭和62年愛媛県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条中「認められる者」の下に「その他特別の事情により必要があると認める者」を加える。

別表授業料の項学生の欄中「379,200円」を「390,000円」に改める。

(愛媛県立看護専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例の一部改正)

第3条 愛媛県立看護専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例(平成8年愛媛県条例第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県立看護専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例

第1条の見出しを「(授業料、入学料及び入学選考料の徴収)」に改め、同条中「授業料」の下に「、入学料」を、「入学選考料」の下に「(以下「授業料等」という。)」を加える。

第2条中「80,400円」を「280,000円」に改める。

第8条を第10条とする。

第7条の見出しを「(授業料等の不返還)」に改め、同条中「授業料及び入学選考料」を「授業料等」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出しを「(授業料等の減免又は納付の猶予)」に改め、同条中「授業料若しくは入学選考料」を「授業料等」に改め、同条を第8条とする。

第5条を第7条とする。

第4条中「2,200円」を「20,000円」に改め、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(入学料の額)

第4条 入学料の額は、130,000円とする。

(入学料の納付時期)

第5条 入学料は、校長が別に定める期日までに納付しなければならない。

(愛媛県立医療技術大学条例の一部改正)

第4条 愛媛県立医療技術大学条例(平成15年愛媛県条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表授業料の項学生の欄中「520,800円」を「535,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(愛媛県立歯科技術専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第1条の規定による改正後の愛媛県立歯科技術専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例(以下「改正後の歯科技術専門学校条例」という。)第2条の規定は、平成20年度以後に愛媛県立歯科技術専門学校に入学する者又は当該者の属する年次の在學生となる者に係る授業料の額について適用し、平成17年度以前に同校に入学する者又は当該者の属する年次の在學生となる者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 次の表の左欄に掲げる者に係る授業料の額は、改正後の歯科技術専門学校条例第2条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

平成18年度に愛媛県立歯科技術専門学校に入学する者又は当該年度以後に当該者の属する年次の在學生となる者	147,000円
平成19年度に愛媛県立歯科技術専門学校に入学する者又は当該年度以後に当該者の属する年次の在學生となる者	213,600円

- 改正後の歯科技術専門学校条例第4条及び第6条の規定は、平成20年度以後に愛媛県立歯科技術専門学校に入学する者に係る入学料及び入学選考料の額について適用し、平成17年度に同校に入学する者に係る入学料及び入学選考料の額については、なお従前の例による。
- 次の表の左欄に掲げる者に係る入学料及び入学選考料の額は、改正後の歯科技術専門学校条例第4条及び第6条の規定にかかわらず、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる額とする。

平成18年度に愛媛県立歯科技術専門学校に入学する者	43,400円	8,200円
平成19年度に愛媛県立歯科技術専門学校に入学する者	86,800円	14,200円

(愛媛県立医療技術短期大学条例の一部改正に伴う経過措置)

- 平成17年度における愛媛県立医療技術短期大学の学生に係る授業料の額は、第2条の規定による改正後の愛媛県立医療技術短期大学条例別表授業料の項の規定にかかわらず、年額386,400円とする。
(愛媛県立看護専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第3条の規定による改正後の愛媛県立看護専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例(以下「改正後の看護専門学校条例」という。)第2条の規定は、平成20年度以後に愛媛県立看護専門学校に入学する者又は当該者の属する年次の在學生となる者に係る授業料の額について適用し、平成17年度以前に同校に入学する者又は当該者の属する年次の在學生となる者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 次の表の左欄に掲げる者に係る授業料の額は、改正後の

看護専門学校条例第2条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

平成18年度に愛媛県立看護専門学校に入学する者又は当該年度以後に当該者の属する年次の在學生となる者	147,000円
平成19年度に愛媛県立看護専門学校に入学する者又は当該年度以後に当該者の属する年次の在學生となる者	213,600円

9 改正後の看護専門学校条例第4条及び第6条の規定は、平成20年度以後に愛媛県立看護専門学校に入学する者に係る入学料及び入学選考料の額について適用し、平成17年度に同校に入学する者に係る入学料及び入学選考料の額については、なお従前の例による。

10 次の表の左欄に掲げる者に係る入学料及び入学選考料の額は、改正後の看護専門学校条例第4条及び第6条の規定にかかわらず、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる額とする。

平成18年度に愛媛県立看護専門学校に入学する者	43,400円	8,200円
平成19年度に愛媛県立看護専門学校に入学する者	86,800円	14,200円

(愛媛県立医療技術大学条例の一部改正に伴う経過措置)

11 平成17年度における愛媛県立医療技術大学の学生に係る授業料の額は、第4条の規定による改正後の愛媛県立医療技術大学条例別表授業料の項の規定にかかわらず、年額530,400円とする。

○愛媛県条例第25号

愛媛県結核診査協議会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県結核診査協議会条例の一部を改正する条例

愛媛県結核診査協議会条例(昭和26年愛媛県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条を第12条とする。

第8条中「愛媛県松山中央保健所」を「愛媛県松山保健所」に改め、同条を第11条とする。

第7条を第10条とし、第6条を第9条とする。

第5条第2項ただし書を削り、同条を第8条とする。

第4条を第7条とし、第3条を削る。

第2条第3項中「以上」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第2条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(定足数)

第6条 協議会の会議は、第3条第1項第1号に掲げる者である委員が2人以上出席し、かつ、同項第2号に掲げる者である委員が1人以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

第1条の次に次の3条を加える。

(組織)

第2条 協議会は、委員5人で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者につき知事が任命する。

(1) 結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者 3人

(2) 医療以外の学識経験を有する者 2人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 協議会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第26号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和23年厚生省令第23号」の下に「。以下「省令」という。」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

公衆衛生上講ずべき措置の基準

1 営業の施設の管理

(1) 一般事項

ア 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。

イ 営業の施設(以下「施設」という。)、設備及び機械器具(清掃用機械器具を含む。以下同じ。)の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、施設、設備及び機械器具の適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ、手順書を作成すること。

ウ イの清掃、洗浄及び消毒の方法が適切かつ有効であるかどうかを必要に応じ評価し、その記録を作成の日から1年間保存すること。

エ 適切な衛生管理ができるように施設、設備、人的能力等に応じた適切な受注管理を行うこと。

(2) 施設の衛生管理

ア 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼働中は、常に衛生上支障がないように維持すること。

イ 製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所（以下「作業場」という。）には、 unnecessary 物品等を置かないこと。

ウ 作業場の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

エ 作業場内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。

オ 作業場の窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず、開放する場合は、じんあい、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

カ 排水溝は、排水がよく行われるように廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。

キ 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

ク 作業場内では、営業上 unnecessary 動物を飼育しないこと。

(3) 食品取扱設備等の衛生管理

ア 機械器具は、衛生上支障がないようにその使用目的に応じて使用すること。

イ 機械器具及び分解した機械器具の部品は、金属片、潤滑油その他の異物が食品に混入しないように、洗浄及び消毒を行い、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。

ウ 機械器具は、常に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるように整備しておくこと。

エ 機械器具及び機械器具の部品の洗浄に洗浄剤を使用する場合は、適正な洗浄剤を適正な濃度及び方法で使用すること。

オ 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、定期的に点検し、その記録を作成の日から1年間保存すること。

カ 食品に直接接触する機械器具、容器等は、汚染の都度又は作業終了後洗浄し、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させること。

キ 洗浄剤、消毒剤その他の化学物質は、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、これらの化学物質が食品に混入しないように、容器に内容物の名称を表示する等の措置を講ずること。

ク 施設、設備等の清掃用機械器具は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。

ケ 手洗設備には、手指の洗浄が適切にできるように水を十分供給し、手洗いに適切な石けん、消毒剤等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。

コ 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。

サ 食品の放射線照射業にあっては、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その記録を作成の日から2年間保存すること。

(4) ねずみ、昆虫等対策

ア 施設及びその周囲を常に良好な状態に保ち、ねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ、排水溝のふた等の設置により、ねずみ、昆虫等の施設内への侵入を防

止すること。

イ 年2回以上、ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施し、その記録を作成の日から1年間保存するとともに、ねずみ、昆虫等の発生を認めるときには、食品に影響を及ぼさないように直ちに駆除すること。

ウ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品が汚染されないようにその取扱いに十分注意すること。

エ 原材料、製品、包装資材等（一度開封したものを含む。）は、ねずみ、昆虫等に食品が汚染されないようにふた付きの容器に入れる等の措置を講じた上で、床又は壁から離して保管すること。

(5) 廃棄物及び排水の取扱い

ア 廃棄物の保管及びその廃棄の方法について、手順書を作成すること。

イ 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。

ウ 廃棄物は、作業に支障のない限り、食品を取り扱い、又は保管する区域（隣接する区域を含む。）に保管しないこと。

エ 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないように適切に管理すること。

オ 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。

(6) 食品等の取扱い

ア 原材料の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検すること。

イ 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じ、前処理を行った後、加工に供するとともに、当該食品に適した状態及び方法で保存すること。

ウ 冷蔵庫（冷蔵室を含む。）又は冷凍庫（冷凍室を含む。）で食品を保存する場合は、衛生上支障がないように区画すること。

エ 添加物を使用する場合は、正確に^{ひょう}秤量し、適正に使用し、その記録を作成の日から1年間保存すること。

オ 食品の製造又は調理において、加熱する場合は、病原微生物その他の微生物及び毒素が、完全に又は安全な量まで死滅し、又は除去されるまで行うこと。

カ 食品は、当該食品の特性（水分活性、水素イオン濃度又は微生物による汚染状況等）、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態、生食用、加熱加工用等の使用方法等に応じて冷蔵保存する等、製造、加工、処理、調理、保管、運搬、販売等の各過程において、時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。

キ 未加熱又は未加工の原材料は、加熱又は加工を行わずそのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

ク 食肉、鮮魚介類、殻付き卵等微生物の汚染源となるおそれのある食品等を取り扱った設備、機械器具等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消

毒を行うこと。

ケ 生鮮物を始めとする原材料は、使用期限等に応じ先入れ、先出し等適切な順序で使用されるように保管すること。

コ 製品を入れ、又は包む器具及び容器包装は、製品を汚染及び損傷から保護することができ、かつ、適切な表示を行うことができるものを使用すること。

サ 再使用が可能な器具及び容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。

シ 食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）の製造、加工、処理又は調理に当たっては、次の事項を実施すること。

(ア) 原材料及び製品に金属、ガラス、じんあい、洗浄剤、潤滑油等の化学物質等が混入しないように措置を講ずること。

(イ) 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理すること。

(ウ) 原材料として使用していない特定原材料（省令第21条第1項第1号トに規定する特定原材料をいう。）が製造工程において混入しないように措置を講ずること。

ス 原材料及び製品について定期的に衛生検査を行い、その記録を作成の日から1年間保存すること。

(7) 停電等発生時の対応

ア 製造、加工、処理又は調理の過程で、停電等が発生し、作業を中断するときは、その途中にある食品が、じんあい、微生物等に汚染されないように措置を講ずること。

イ 停電等の発生から復旧までの間、冷凍、冷蔵又は温蔵で保管、保存等を行う必要のある食品は、できる限りその食品に適した温度を保つことができる方法で保管すること。

ウ 停電等の間、ア及びイの措置が講じられていない食品は、その後の工程で加熱を行うものであっても、耐熱性菌に汚染され、又は黄色ブドウ球菌等により耐熱性の毒素が産生されているおそれがあるので、食品の温度測定、衛生検査等で衛生上支障がないことを確認できないときは、製造、加工、処理及び調理に使用し、又は販売等を行わず、廃棄等の措置を講ずること。

エ 作業を再開する場合は、機械器具の正常な作動を確認するとともに、機械器具を洗浄し、必要に応じ、消毒すること。

オ アからエまでの停電等発生時の対応について、その手順を定めること。

(8) 使用水等の管理

ア 施設においては、水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は愛媛県水道条例（昭和38年愛媛県条例第19号）第2条第1項に規定する水道により供給される水をいう。以下同じ。）その他知事が飲用に適すると認めた水を使用すること。ただし、暖房用蒸気、防火用水等食品製造に直接関係のない目的で使用する場合及び冷却

又は食品の安全に影響を及ぼさない工程において清浄海水を使用する場合であって、これらの水が食品に直接接触する水に混入しないようにするときは、この限りでない。

イ 井戸水、自家用水道の水その他水道水以外の水（以下「井戸水等」という。）を使用する場合（アのただし書に規定する場合を除く。）は、年1回以上食品衛生検査施設（法第29条第1項及び第2項に規定する検査施設をいう。）、登録検査機関（法第4条第9項に規定する登録検査機関をいう。）又は知事の指定した試験施設で水質検査を行い、その成績書を1年間保存すること。ただし、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合は、その都度水質検査を行うこと。

ウ イの水質検査の結果、使用する水が飲用に適さないとされたときは、直ちに使用を中止し、施設の所在地を管轄する保健所長又は食肉衛生検査センター所長（以下「保健所長等」という。）の指示を受け、適切な措置を講ずること。

エ 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。

オ 井戸水等を使用する場合で、滅菌装置又は浄水装置を設置したときは、当該装置が正常に作動しているかどうかを定期的に確認し、その記録を作成の日から1年間保存すること。

カ 氷は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用に適する水から作るとともに、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。

キ 使用した水を再利用する場合は、食品の安全性に影響しないように必要な処理を行うこととし、処理工程を適切に管理すること。

(9) 食品衛生責任者の設置

ア 政令第35条に規定する営業（法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない施設に係る営業を除く。）を営む場合は、施設又はその部門ごとに、食品等を取り扱う者（以下「食品等取扱者」という。）のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。ただし、営業者（政令第35条に規定する営業を営む者に限る。ウ及びカにおいて同じ。）が自ら食品衛生責任者又は食品衛生管理者となる場合は、この限りでない。

イ 食品衛生責任者は、保健所長が指示する講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する最新の知識及び技術の習得に努めること。

ウ 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。

エ 食品衛生責任者の氏名を施設内の見やすい箇所に掲示しておくこと。

オ 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べること。

カ 営業者は、その施設又は部門に食品衛生責任者を置いたときは、オの規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。

(10) 記録の作成及び保存

ア 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入れ年月日、仕入れ元、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存すること。

イ アの記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通の実態等に応じて合理的な期間を設定すること。

ウ 保健所長等から要請があった場合は、食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な記録又は成績書を提出すること。

(11) 回収及び廃棄

ア 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止するため、当該問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるように回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、保健所長等への報告等の手順を定めること。

イ 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その製品の回収、保健所長等への報告等を行うとともに、回収に至った原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

ウ 回収された製品は、他の製品と明確に区別して保管し、保健所長等の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。

エ 回収等を行う場合であって、当該食品による危害発生防止のため、緊急に消費者への注意喚起を行う必要があるときは、回収等に関する公表を行うこと。

(12) 管理運営要領の作成

ア 施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領（以下「管理運営要領」という。）を作成し、食品等取扱者及び関係者に周知徹底すること。

イ 衛生検査、施設等のふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、管理運営要領の効果を検証し、必要に応じその内容を見直すこと。

(13) 検食の実施

飲食店営業で継続的に1回30人以上の会食を提供する場合又は1回30人以上の弁当等を調製する場合は、摂氏10度以下で72時間以上検食を保存すること。

(14) 消費者からの苦情対応

消費者から販売食品等の異物の混入、異味、異臭等の苦情の申出があった場合は、苦情に対する原因究明を行い、苦情の内容が事実であると認めるときは、その結果を苦情申出者に情報提供を行い、必要に応じ、

(11)イからエまでの措置を講ずること。

2 施設等における食品等取扱者等の衛生管理

(1) 食品等取扱者が食品衛生上必要な健康状態にあるかどうかを常に把握すること。

(2) 保健所長等から食品等取扱者の健康診断又は保菌検査を受けさせるように指示があったときは、当該指示に従うこと。

(3) 飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかっていることが疑われる症状を呈している食品等取扱者については、その旨を営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者（以下「営業者等」という。）に報告させ、必要に応じ医師の診断を受けさせること。

(4) 食品等取扱者が一類感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症をいう。）、二類感染症（同条第3項に規定する二類感染症をいう。）若しくは三類感染症（同条第4項に規定する三類感染症をいう。）の患者又は無症状病原体保有者（同条第10項に規定する無症状病原体保有者をいう。）であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで食品に直接接触する作業に従事させないこと。

(5) 食品等取扱者は、作業中、清潔な作業衣を着用し、作業場内においては、専用の履物を用い、必要に応じ、マスク及び帽子又は頭覆いを着用すること。

(6) 食品への異物の混入又は汚染の防止のため、営業上不必要な指輪等の装飾品、腕時計、安全ピン等を作業場内に持ち込まないこと。

(7) 食品等取扱者は、食肉等に直接接触する部分が繊維その他洗浄及び消毒又は殺菌を行うことが困難な材質の手袋を原則として使用しないこと。

(8) 食品等取扱者は、常に爪を短く切り、清潔にするとともに、作業前、用便後及び食肉、鮮魚介類、殻付き卵等微生物の汚染源となるおそれのある食品等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。

(9) 食品等取扱者は、所定の場所以外で着替え、喫煙、食事等を行い、又は作業中たん若しくはつばきを吐く等の食品衛生上の危害が発生するおそれのある行為をしないこと。

(10) 製造、加工、処理又は調理を行う場所へは当該場所で作業を行う食品等取扱者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、当該食品等取扱者以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。

(11) 食品等取扱者以外の者が作業場に立ち入る場合は、清潔な専用衣の着用、手洗い等の衛生的な措置を講じさせるとともに、立ち入った後は、喫煙、食事等の食品衛生上の危害が発生するおそれのある行為をしないように食品等取扱者等の指示に従わせること。

3 施設等における食品等取扱者等に対する教育訓練

(1) 営業者等は、製造、加工、処理、調理、保管、販売等が衛生的に行われるように食品等取扱者及び関係者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。

(2) 洗浄剤等の化学物質を取り扱う者に対し、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。

- (3) 教育訓練の効果について定期的に評価し、必要に応じ、その内容を見直すこと。

4 運搬

- (1) 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等（以下「車両等」という。）は、食品や容器包装を汚染するものであってはならない。また、原則として、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、補修を行うこと等により適切な状態を維持すること。
- (2) 食品と食品以外の貨物を混載する場合には、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、食品を適切な容器に入れる等食品以外の貨物と区分けすること。
- (3) 品目が異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両等を使用する場合は、原則として、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。
- (4) 食品をばら積みして運搬する場合は、原則として、食品専用の車両等を使用すること。この場合において、当該車両等は、食品専用であることを明示すること。
- (5) 運搬中の食品は、じんあい、有毒ガス等が混入しないように管理すること。
- (6) 弁当等の配送に当たっては、配送に要する時間が長時間に及ばないように配送ルート等を決めるとともに、摂食予定時刻に配慮した適切な出荷時刻を設定すること。また、弁当等を調製し、配送する場合は、配送先、配送時刻及び配送量を記録し、その記録を作成の日から1月間保存すること。

5 販売

- (1) 販売量を見込んだ仕入れを行う等適正な販売を行うこと。
- (2) 食品を長時間不適切な温度で販売したり、やむを得ない場合を除き直接日光にさらしたりすることのないように衛生管理に注意すること。

6 表示

弁当等の消費期限の表示については、必要に応じ、時刻まで表示すること。

別表第2 1(7)中「ねずみ、はえ、油虫及びじんあい等」を「じんあい、ねずみ、昆虫等」に改め、同表1(10)及び(11)中「従事者」を「食品等取扱者」に改める。

別表第4 1(1)オ及び4(1)中「従事者」を「食品等取扱者」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第27号

えひめこどもの城管理条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

えひめこどもの城管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、えひめこどもの城（以下「こどもの城」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 こどもの城は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童が健全な遊びを体験するための機会の提供に関すること。
- (2) 地域の児童館その他の関係機関の活動の支援並びに児童の健全育成を図るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者等の養成に関すること。
- (3) 施設及び遊具の提供に関すること。
- (4) その他必要な業務
(指定管理者が行う業務)

第3条 こどもの城の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) こどもの城の利用の許可に関すること。
- (3) こどもの城の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関すること。
- (4) こどもの城の施設及び遊具の利用の促進に関すること。
- (5) こどもの城の施設、遊具、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (6) その他知事が定める業務
(開園時間)

第4条 こどもの城の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の開園時間を変更することができる。

(休園日)

第5条 こどもの城の休園日は、水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日）とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休園し、又は休園日にこどもの城を利用させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の休園日を変更することができる。

(自由利用)

第6条 こどもの城は、別表第1に掲げる施設、別表第2に掲げる遊具、指定管理者が定める施設等及び管理運営上支障がある施設等を除き、自由な利用に供する。

(禁止行為)

第7条 こどもの城を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の募集
- (2) 爆発物その他の危険物の持込み
- (3) 行商その他これに類する行為
- (4) 宣伝その他これに類する行為
- (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置

(入園の制限等)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、こどもの城への入園を禁じ、その利用を制限し、又は退園を命ずることができる。こどもの城の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) こどもの城の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) こどもの城の施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(利用の許可)

第9条 次に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 別表第1に掲げる施設
- (2) 別表第2に掲げる遊具
- (3) 指定管理者が定める施設等

2 指定管理者は、前項の利用の許可をする場合において、こどもの城の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

第10条 指定管理者は、前条第1項各号に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の利用の許可をしないものとする。こどもの城の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) こどもの城の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) こどもの城の施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(利用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第9条第1項の利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。こどもの城の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 利用の許可の条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

第12条 第9条第1項各号に掲げる施設等を利用する者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、こどもの城の利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させることができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

第13条 別表第1に掲げる施設及び別表第2に掲げる遊具の利用料金の額は、これらの表に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者が定める施設等の利用料金の額は、他の類似施設との均衡を失しない範囲内で指定管理者が定める額とする。

3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

4 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、次に掲げる者に対しては、別表第2に掲げる遊具の利用料金を免除しなければならない。

- (1) 身体に障害を有する者で、本人又はその保護者が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの及びその介護者
- (2) 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者及びその介護者

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者

2 前項各号に掲げる者が同項の利用料金の免除を受けようとする場合は、同項各号に該当することを証する書類を提示しなければならない。

3 指定管理者は、第1項に掲げるもののほか、県又は指定管理者がこどもの城の目的を達成するために必要な事業を行うために利用するとき、知事が特に必要があると認めて指示するとき、又は指定管理者が利用者間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他こどもの城を利用する者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めたとき。

(損害賠償等)

第16条 自己の責めに帰すべき理由により、こどもの城の施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか、こどもの城の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 えひめこどもの城使用料条例(平成10年愛媛県条例第29

号)は、廃止する。

別表第1 (第6条、第9条、第13条関係)

区 分	単 位	金 額
多目的ホール	1時間につき	5,860円
楽屋	1時間につき	200円
研修室	1時間につき	2,230円
野外ステージ	1時間につき	2,950円

別表第2 (第6条、第9条、第13条、第14条関係)

区 分	単 位	金 額
ミニSL	1人1回につき	300円
ボート	1そう30分につき	800円
ボブスレー	1人1回につき	300円
てんとう虫のモノレール	1人1回につき	300円
サイクルモノレール	1人1回につき	300円
マウンテンバイク	1人30分につき	300円
ロードトレイン	1人1回につき	300円

○**愛媛県条例第28号**

愛媛県特例児童扶養資金貸付金の償還の一部免除に関する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県特例児童扶養資金貸付金の償還の一部免除に関する条例

(償還の一部免除)

第1条 知事は、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第15条第2項の規定に基づき、特例児童扶養資金(児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号)附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金をいう。以下同じ。)の貸付けを受けた者が、所得の状況、死亡したこと又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたことにより当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

(市町が処理する事務)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、市町(同法第252条の22第1項の中核市を除く。)が処理することとする。

- (1) 前条の規定に基づく特例児童扶養資金の貸付金の償還の免除の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの(規則への委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○**愛媛県条例第29号**

愛媛県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例

愛媛県企業立地資金貸付基金条例(昭和59年愛媛県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和49年政令第340号)第1条第1項第12号」を「発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号)第2条」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(繰替運用)

第7条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○**愛媛県条例第30号**

愛媛県立農業大学校専攻科における授業料及び入学選考料徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立農業大学校専攻科における授業料及び入学選考料徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県立農業大学校専攻科における授業料及び入学選考料徴収条例(昭和60年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県立農業大学校における授業料及び入学選考料徴収条例

第1条中「専攻科」を「総合農学科及びアグリビジネス科」に改める。

第3条を次のように改める。

(授業料の納付時期)

第3条 授業料は、前期分については4月末日までに、後期分については10月末日までに、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、授業料については、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、入学選考料に係る部分は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に愛媛県立農業大学校専攻科に入学した者に係る授業料及び入学選考料については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第31号

愛媛県卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県卸売市場条例の一部を改正する条例

愛媛県卸売市場条例（昭和47年愛媛県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法」の下に「第13条の5第1項又は」を加える。

第3条の見出し中「開設」を「開設等」に改め、同条中「法」の下に「第13条の5第1項又は」を加える。

第4条第2項中「第56条第2項」の下に「（法第13条の5第4項において準用する場合を含む。）」を加え、「の各号」を削り、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

第4条第3項中「第56条第3項」の下に「（法第13条の5第4項において準用する場合を含む。）」を加え、「の各号」を削る。

第5条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第13条の6の規定により法第58条第1項の許可を受けたものとみなされる者であつて、法第13条の5第1項の許可を受けて開設される地方卸売市場において卸売の業務を行おうとするものは、届出書に規則で定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

第9条第1項中「法」の下に「第13条の5第1項、」を加える。

第10条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第2項中「除く。」の下に「又は分割の場合（地方卸売市場における開設又は卸売の業務を承継させる場合に限る。）」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該業務を承継した法人」を加える。

第14条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、業務規程で定めるところにより、開設者が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められたときは、この限りでない。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第35条第1号中「法」の下に「第13条の5第1項、」を加え、同条第3号中「第8条」を「第5条第2項又は第8条」に改める。

第36条第1号中「法」の下に「第13条の5第1項又は」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。（経過措置）

2 この条例の施行の際現に卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の許可を受けて開設されている地方卸売市場（以下「既設地方卸売市場」という。）を開設している者は、改正後の愛媛県卸売市場条例（以下「新条例」という。）の規定により必要となる業務規程の変更につき、この条例の施行の日から起算して4月を経過する日までに、同法第64条第1項の規定による承認の申請をしなければならない。

3 既設地方卸売市場の業務規程は、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設地方卸売市場にあっては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかった既設地方卸売市場にあっては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があった日（当該変更の承認の処分があった日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するもの））までは、新条例第2章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合には、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

○愛媛県条例第32号

愛媛県林業改良指導員資格試験条例等を廃止する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県林業改良指導員資格試験条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 愛媛県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年愛媛県条例第38号）
- (2) 愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例（昭和33年愛媛県条例第48号）
- (3) 愛媛県改良普及員資格試験条例（昭和38年愛媛県条例第38号）
- (4) 野村ダム建設に係るかんがい用水負担金徴収条例（昭和48年愛媛県条例第36号）
- (5) 愛媛県生活安定福祉基金条例（昭和50年愛媛県条例第18号）

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、本則第4号の規定は公布の日から、本則第5号の規定は同年3月31日から施行する。
- 2 廃止前の愛媛県生活安定福祉基金条例の規定により貸付けを受けた生活安定資金及び社会福祉施設運営安定資金貸付事業資金の償還については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第33号

愛媛県普通河川管理条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県普通河川管理条例等の一部を改正する条例

(愛媛県普通河川管理条例の一部改正)

第1条 愛媛県普通河川管理条例(昭和32年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

様式第7号注4中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

(愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正)

第2条 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和60年愛媛県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第3条 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第12条及び第14条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行前に交付された不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号。以下「整備法」という。)第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号。以下「旧商業登記法」という。)第11条第1項に規定する登記簿の謄本又は抄本は、第2条の規定による改正後の愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例第4条第2項第1号の規定並びに第3条の規定による改正後の特定非営利活動促進法施行条例第12条及び第14条の規定の適用については、これを登記事項証明書とみなす。整備法第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる旧商業登記法第11条第1項に規定する登記簿の謄本又は抄本も、同様とする。

○愛媛県条例第34号

愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県道路占用料徴収条例(昭和43年愛媛県条例第22号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(罰則)

第5条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第35号

愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例

第1条 愛媛県屋外広告物条例(昭和39年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に、「及び」を「又は」に改め、「の場所」及び「方法並びに」を削り、「物件」の下に「(以下「掲出物件」という。)」を加え、「及び維持」を「並びにこれらの維持」に、「行なう」を「行う」に改める。

第2条の2中「広告物を掲出する物件は、美観風致」を「掲出物件は、良好な景観若しくは風致」に、「及び」を「又は」に改める。

第3条中「の各号」を削り、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第4条第1項中「の各号」を削り、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第1号中「又は緑地保全地区のうち」を「緑地保全地域、特別緑地保全地区又は生産緑地地区のうち、」に改め、同項第5号中「知事」を「、知事」に改め、同項第7号中「愛媛県環境保全条例」を「愛媛県自然環境保全条例」に改め、同項第10号中「自動車専用道路の」を「自動車専用道路(休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。)」の」に改め、同項第12号中「都市公園区域」を「都市公園」に、「第23条」を「第33条第4項」に、「都市公園予定地」を「公園予定区域並びに社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条各号に掲げる公園又は緑地」に改め、同項第13号中「、病院及び公衆便所」を「及び病院」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項に次の1号を加える。

(1) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

第5条第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第2号中「愛媛県環境保全条例」を「愛媛県自然環境保全条例」に改め、同条第2項及び第3項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第7条第1項中「の各号」を削り、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、「広告物を掲出する物件に」を「掲出物件に」に改め、同項第1号から第4号までの規定中「表示する」を「表示し、又は設置する」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第3項中「の各号」を削り、「広告物を掲出する物件については」を「掲出物件については」に改め、同項第1号中「表示する」を「表示し、又は設置する」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、「掲げる」の下に「もの」を加え、同項第2号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第4項中「の各号」を削り、「広告物を掲出する物件に」を「掲出物件に」に改め、同項第1号中「同項第7号」を「第4条第2項第7号」に改め、「まで」の下に「及び第11号」を加え、同項第2号中「同項各号」を「第4条第2項

各号」に改め、同項第3号中「を掲出する物件」を「の掲出物件」に改め、同条第5項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第8条、第10条、第11条第1項、第11条の2、第11条の3及び第12条第1項から第4項までの規定中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第13条第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「美観風致」を「5日以上の間を定め、良好な景観を形成し、若しくは風致」に改め、同条第2項中「当該広告物を掲出する物件」を「当該掲出物件」に、「の措置を」の下に「自ら行い、又は」を加え、「又は委任した者に行なわせる」を「若しくは委任した者に行なわせる」に改め、同項ただし書中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、「、これらを設置する者又は管理する者は」を削り、「知事に申し出るべき」を「これを除却すべき」に、「その旨申出がない」を「除却しない」に、「知事の」を「自ら又はその」に、「又は委任した」を「若しくは委任した」に改める。

第15条第1項中「広告物を掲出する物件を」を「掲出物件を」に改め、同項第4号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第2項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「前項」を「前項」に改め、同条第3項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第16条第1項中「又は広告物を掲出する物件」を「若しくは掲出物件」に改め、「対し」の下に「、5日以上の間を定め」を加え、同条第2項中「当該広告物を掲出する物件」を「当該掲出物件」に、「が過失」を「を過失」に、「その措置を」を「これらの措置を自ら行い、又は」に、「又は委任した者に行なわせる」を「若しくは委任した者に行なわせる」に改め、同項ただし書中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「除去すべき」を「除却すべき」に、「除去しない」を「除却しない」に、「知事の」を「自ら又はその」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第17条の見出しを「(報告徴収及び立入検査)」に改め、同条第1項中「又は広告物を掲出する物件」を「若しくは掲出物件」に、「若しくはこれら」を「又はこれら」に、「若しくは広告物を掲出する物件」を「若しくは掲出物件」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第19条の2第1項、第2項各号及び第5項並びに第19条の3中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第19条の4中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「美観風致」を「良好な景観の形成又は風致」に改める。

第21条第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第23条中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改める。

第25条第2号中「これを掲出する物件」を「掲出物件」

に改め、同条第4号から第6号までの規定中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第8号及び第11号中「違反広告物を掲出する物件」を「違反掲出物件」に改める。

別表西宇和郡の項を削る。

第2条 愛媛県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「、その」を「及びその」に、「及び同法第69条第1項」を「、同法第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改め、「仮指定された地域」の下に「並びに同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観」を加える。

別表喜多郡の項の次に次のように加える。

西宇和郡 伊方町

第3条 愛媛県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条 第3条)

第2章 広告物及び掲出物件の制限(第4条 第14条)

第3章 監督(第15条 第26条)

第4章 広告景観モデル地区(第27条 第29条)

第5章 屋外広告業(第30条 第45条)

第6章 雑則(第46条 第50条)

第7章 罰則(第51条 第57条)

附則

第1章 総則

第1条中「昭和24年法律第189号」の下に「。以下「法」という。」、を、「の維持」の下に「並びに屋外広告業」を加える。

第6条を削る。

第5条第1項を次のように改める。

前条第1項各号に掲げる地域又は場所以外の地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

第5条を第6条とする。

第4条第1項第1号中「美観地区」を「景観地区」に改め、同項中第16号を第18号とし、第3号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の規定により指定された準景観地区であつて、同法第75条第1項の条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する地域

(4) 景観法第76条第3項に規定する地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する地域

第4条第2項第11号中「(平成16年法律第110号)」を削り、同条第3項中「第1項第10号」を「第1項第12号」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、同条の前に次の章名を付する。

第2章 広告物及び掲出物件の制限

第2条の2を第3条とする。

第7条第1項中「第4条及び第5条」を「前2条」に改め、同項第2号中「又は地方公共団体」を「、地方公共団体又は公共的団体」に改め、同条第2項中「第4条第1項及び第5条」を「第5条第1項及び前条」に改め、同条第3項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第4項中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改め、同項第1号中「第4条第2項第7号」を「第5条第2項第7号」に改め、同項第2号中「第4条第2項各号」を「第5条第2項各号」に改め、同条第5項中「第5条」を「前条」に改め、同条第6項中「第5条第2項」を「前条第2項」に改める。

第8条中「第4条又は第5条」を「第5条又は第6条」に改める。

第11条第2項中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改める。

第31条の見出しを削り、同条中「前4条」を「、第51条から前条まで」に、「場合においては、」を「ときは、その」に、「対し」を「対しても」に改め、同条を第56条とする。

第30条第1号中「第12条又は第15条第3項」を「第14条又は第17条第3項」に改め、同条を第55条とする。

第29条を削る。

第28条第1号中「第3条から第5条」を「第4条から第6条」に改め、同条第3号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第4号中「第15条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第5号及び第6号を次のように改め、同条第7号を削る。

(5) 第34条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第39条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

第28条を第53条とし、同条の次に次の1条を加える。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(2) 第45条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第27条の前の見出しを削り、同条中「第16条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第52条とする。

第26条を第50条とし、同条の次に次の章名及び1条を加える。

第7章 罰則

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第30条第1項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

(2) 不正の手段によつて第30条第1項の登録を受けた者

(3) 第43条第1項の規定による営業の停止の命令に違反

して屋外広告業を営んだ者

第25条の見出し中「第5条第1項第1号に掲げる」を削り、同条中「第5条第1項第1号に掲げる市」を「市(中核市を除く。)」に改め、同条中第13号を削り、第14号を第18号とし、同条第12号中「第17条第1項」を「第25条第1項」に改め、同号を同条第17号とし、同条第11号中「第16条」を「第18条」に改め、同号を同条第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 第24条の規定に基づく違反広告物又は違反掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)の返還に関する事務

第25条第10号中「第15条第3項」を「第17条第3項」に改め、同号を同条第14号とし、同条第9号中「第14条」を「第16条」に改め、同号を同条第13号とし、同条第8号中「第13条」を「第15条」に、「措置命令」を「措置命令等」に改め、同号を同条第12号とし、同条第7号中「第12条第4項」を「第14条第4項」に改め、同号を同条第11号とし、同条第6号中「第12条第3項」を「第14条第3項」に改め、同号を同条第10号とし、同条第5号中「第12条第2項」を「第14条第2項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第4号中「第12条第1項」を「第14条第1項」に改め、同号を同条第8号とし、同条第3号を同条第7号とし、同条第2号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第1号中「屋外広告物法第7条第3項及び第4項」を「法第7条第4項」に、「並びにはり札及び立看板」を「、はり札等、広告旗及び立看板等」に改め、同号を同条第2号とし、同号の次に次の3号を加える。

(3) 法第8条第1項の規定に基づく広告物又は掲出物件の保管に関する事務

(4) 法第8条第2項の規定に基づく広告物又は掲出物件を保管した場合の公示に関する事務

(5) 法第8条第3項から第7項までの規定に基づく広告物又は掲出物件の価額の評価、売却及び廃棄に関する事務

第25条第2号の前に次の1号を加える。

(1) 法第7条第3項の規定に基づく違反広告物又は違反掲出物件の除却に関する事務

第25条を第48条とし、同条の次に次の1条を加える。(適用除外)

第49条 この条例の規定は、中核市の区域については、適用しない。

第24条を第46条とし、同条の次に次の1条を加える。

(手数料)

第47条 次の各号に掲げる事務につき、手数料を、当該各号に定める金額によつて徴収する。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項(同条第5項において準用する場合及び同法第6条の3の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等(法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ。)、広告旗(同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。)又は立看板等(同項に規定する立

看板等をいう。以下同じ。)に係る第1号に掲げる許可を受けようとするときは、手数料を徴収しない。

(1) 第5条第1項、第7条第3項各号及び第11条第1項の規定による許可 9,500円の範囲内において知事が定める額

(2) 第30条第1項の登録 10,000円

(3) 第38条第1項の規定による講習会 2,500円

2 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)を減免することができる。

3 既に納付した手数料は、還付しない。

第23条(見出しを含む。)中「屋外広告業を営む者」を「屋外広告業者」に改め、同条を第42条とし、同条の次に次の3条及び章名を加える。

(登録の取消し等)

第43条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

(2) 第33条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。

(3) 第34条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第33条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(屋外広告業者監督処分簿の備付け等)

第44条 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、前条第1項の規定による処分をしたときは、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

2 屋外広告業者監督処分簿は、規則で定める閲覧所において一般の閲覧に供するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第45条 知事は、屋外広告業者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6章 雑則

第22条を削る。

第21条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第38条とし、同条の次に次の3条を加える。

(業務主任者の設置)

第39条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる

者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2) 講習会の課程を修了した者

(3) 他の都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の2第1項の中核市(以下「中核市」という。)の行う講習会の課程を修了した者

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの

(5) 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。

(1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第41条の帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第40条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第41条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

第20条を削る。

第19条の4を第29条とし、同条の次に次の章名及び8条を加える。

第5章 屋外広告業

(登録)

第30条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、

その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第31条 前条第1項の登録(同条第3項の更新の登録を含む。以下同じ。)を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 愛媛県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
- (4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所
- (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の申請書には、登録申請者が第33条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第32条 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知するものとする。

(登録の拒否)

第33条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第43条第1項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第30条第1項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第43条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前30日以内にその役員であつた者でその処分があつた日から2年を経過しないもの
- (3) 第43条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのい

ずれかに該当する者があるもの

(7) 第31条第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第34条 屋外広告業者は、第31条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第31条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第35条 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(廃業等の届出)

第36条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知つた日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
- (3) 法人が破産手続の開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続の開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 愛媛県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人の役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第37条 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき、又は第43条第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

第19条の3を第28条とし、第19条の2を第27条とし、同条の前に次の章名を付する。

第4章 広告景観モデル地区

第19条を削る。

第18条中「、第4条」を削り、同条を第26条とする。

第17条を第25条とする。

第16条第1項中「第4条、第5条」を「第5条、第6条」に、「第13条第1項」を「第15条第1項若しくは第2項」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の6条を加える。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第19条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の表示され、設置され、又は放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第20条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間(法第8条第3項第1号に掲げる広告物については、1週間)、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 法第8条第3項第2号に掲げる広告物又は掲出物件については、前号の掲示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者等(同条第2項に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報、広報誌又はインターネットに掲載すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

(保管した広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第21条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第22条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、保管した広告物又は掲出物件の売却の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第23条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 1週間
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又

は掲出物件 2週間

(広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第24条 知事は、保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条の見出しを「(措置命令等)」に改め、同条第1項中「第3条若しくは第11条の2第1項」を「第4条若しくは第12条第1項」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 知事は、第4条から第6条までの規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命ずることができる。

第13条を第15条とし、同条の前に次の章名を付する。

第3章 監督

第12条を第14条とし、第11条の3を第13条とし、第11条の2を第12条とする。

本則に次の1条を加える。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第36条第1項の規定による届出を怠つた者
 - (2) 第40条の規定による標識を掲げない者
 - (3) 第41条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日
- (2) 第1条中愛媛県屋外広告物条例別表西宇和郡の項を削る改正規定 平成17年3月28日
- (3) 第2条の規定 平成17年4月1日
- (4) 第3条中愛媛県屋外広告物条例第4条第1項第1号の改正規定、同項中第16号を第18号とし、第3号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に2号を加える改正規定並びに同条第2項第11号及び同条第3項の改正規定 景観法(平成16年法律第110号)附則ただし書に規定する日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の愛媛県屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第20条第1項の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者

については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から6月間（当該期間内に第3条の規定による改正後の愛媛県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第33条第1項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例第30条第1項の規定にかかわらず、同項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合において、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第22条第1項に規定する講習会修了者等である者は、新条例第39条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

4 施行日前にした行為及び附則第2項の規定により屋外広告業を営むことができることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第36号

愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛媛県奨学資金貸与条例（昭和36年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「又は高等専門学校」を「、高等専門学校又は専修学校の高等課程（修業年限が2年以上の課程で教育委員会が認めるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第5条第1項の表1の項区分の欄中「学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校である高等学校又は高等専門学校」を「国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人が設置する高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程」に改め、同表2の項同欄中「又は高等専門学校」を「、高等専門学校又は専修学校の高等課程」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第37号

愛媛県県立博物館設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県立博物館設置条例の一部を改正する条例

愛媛県県立博物館設置条例（昭和45年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「 | 愛媛県立歴史民俗資料館 | 松山市 | 」を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第38号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定数）

第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 県立中学校 の職員	校長、教員	60人
	養護教員	3人
	学校栄養職員	3人
	事務職員	3人
	計	69人
(2) 県立高等学 校の職員	校長	53人
	教員	2,685人
	事務職員	224人
	技術職員	7人
	その他の職員 (うち実習助手 222人)	383人
	計	3,352人
(3) 県立盲学校 、聾学校及び 養護学校の職 員	校長	8人
	教員	629人
	学校栄養職員	7人
	事務職員	35人
	その他の職員 (うち寄宿舍指導員 137人、実習 助手23人)	212人
計	891人	
(4) 市町立小学 校の職員	校長、教員	5,057人
	養護教員	362人
	学校栄養職員	99人
	事務職員	350人
計	5,868人	
(5) 市町立中学 校の職員	校長、教員	3,026人
	養護教員	148人
	学校栄養職員	48人
	事務職員	145人
計	3,367人	
計	13,547人	

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第39号

愛媛県文化財保護条例及び愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県文化財保護条例及び愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県文化財保護条例の一部改正)

第1条 愛媛県文化財保護条例(昭和32年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条第2項」を「第182条第2項」に、「**基き**」を「**基づき**」に改める。

第2条第3号中「民俗芸能」の下に「、民俗技術」を加える。

第5条中「第105条第1項」を「第190条第1項」に改める。

(愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和48年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第31号中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第40号

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県警察職員定数条例(昭和33年愛媛県条例第39号)の一部を次のように改正する。

「 97人 「 98人

199人 200人

第2条第1項の表中 1,331人 を 1,350人 に、「2,697人 706人

2,324人」 2,354人」

、739人」を「2,769人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例(平成15年愛媛県条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「(平成16年愛媛県条例第23号)」を「(平成17年愛媛県条例第40号)」に改める。

○愛媛県条例第41号

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例

愛媛県警察本部組織条例(昭和35年愛媛県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第7号及び第8号を次のように改め、同条第9号を削る。

- (7) 事務能率の増進に関すること。
 - (8) 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。
- 第4条第2号から第10号までを次のように改める。
- (2) 犯罪被害者等給付金に関すること。
 - (3) 警察装備に関すること。
 - (4) 監察に関すること。
 - (5) 予算、決算及び会計に関すること。
 - (6) 財産及び物品の管理及び処分に関すること。
 - (7) 会計の監査に関すること。
 - (8) 警察教養に関すること。
 - (9) 福利厚生に関すること。
 - (10) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。

第5条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 犯罪の予防に関すること。

第6条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条に次の4号を加える。

- (4) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- (5) 組織犯罪の取締りに関すること(他部の所掌に属するものを除く。)

- (6) 国際捜査共助に関すること。
- (7) 犯罪鑑識に関すること。

第8条第2号を次のように改める。

- (2) 警衛に関すること。

第8条中第5号を削り、第6号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 警護に関すること。
- (4) 警備実施に関すること。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第42号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例(平成12年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表26の項の次に次のように加える。

26の2 道路交通法第51条の8第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査	確認事務受託法人登録手数料	23,000円
26の3 道路交通法第51条の8第6項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査	確認事務受託法人登録更新手数料	23,000円
26の4 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格	駐車監視員資格者証交付手数料	9,900円

者証の交付の申請に対する審査		
26の5 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習	駐車監視員資格者講習手数料	19,000円
26の6 道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査	駐車監視員資格者認定手数料	4,500円
26の7 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付	駐車監視員資格者証書換え交付手数料	2,100円
26の8 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付	駐車監視員資格者証再交付手数料	2,000円

別表31の項金額の欄(1)中「1,750円」を「1,650円」に改め、同表32の項同欄(1)中「3,350円」を「3,200円」に改め、同表38の項同欄中「2,250円」を「2,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表26の項の次に次のように加える改正規定及び附則第4項の規定は、道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下「改正道路交通法」という。)附則第1条第4号の政令で定める日から施行する。
(確認事務受託法人の登録、駐車監視員資格者証の交付等の準備手続に係る手数料の徴収)
- 前項ただし書の規定の施行前に改正道路交通法附則第2条の規定に基づき行うことができる改正道路交通法第3条の規定による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)の次の表の左欄に掲げる規定による事務につき、同表の中欄に掲げる名称の手数料を、同表の右欄に定める金額によって徴収する。

事 務	名 称	金 額
1 第51条の8第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査	確認事務受託法人登録手数料	23,000円
2 第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査	駐車監視員資格者証交付手数料	9,900円
3 第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習	駐車監視員資格者講習手数料	19,000円
4 第51条の13第1項第1号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査	駐車監視員資格者認定手数料	4,500円

5 第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付	駐車監視員資格者証書換え交付手数料	2,100円
6 第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付	駐車監視員資格者証再交付手数料	2,000円

- 改正後の愛媛県警察関係事務手数料条例(以下「新条例」という。)第3条から第5条まで及び第8条の規定は、前項の手数料について準用する。
- 附則第2項の規定に基づき手数料を徴収した場合には、新条例別表26の2の項及び26の4の項から26の8の項までの規定にかかわらず、これらの項の手数料は、徴収しない。

○愛媛県条例第43号

愛媛県陽電子放射断層撮影装置等整備基金条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県陽電子放射断層撮影装置等整備基金条例

(設置)

第1条 愛媛県立中央病院における陽電子放射断層撮影装置、サイクロトロン及びこれらに付随する装置の整備に要する経費の財源に充てるため、陽電子放射断層撮影装置等整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、病院事業会計収入支出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の経費の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第44号

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布

する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成6年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表西宇和郡選挙区の項を削り、同表八幡浜市選挙区の項を次のように改める。

八幡浜市・西宇和郡選挙区	2人
--------------	----

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。